

11. 教職課程 Q & A

(1) 教職課程の履修について

Q：教職課程を履修するためには、どうしたらよいのですか？

A：教職課程を履修するためには、教職課程新規履修者ガイダンスに出席し、教職課程履修申込を行い、教職課程履修者になる必要があります。教職課程履修申込手続の詳細については、本書 p.16を参照してください。

Q：教職課程履修申込を行う前に履修した科目の単位は、教員免許状取得に必要な科目として認められますか？

A：認められますが、教職課程の履修を決めている場合は、なるべく早いうちに申込を行うようにしてください。

Q：卒業するまでに、教員免許状は取得できますか？

A：教職課程の履修の進捗は、所属学科の卒業要件や各自の履修状況等により異なります。自学科で取得できる教科については卒業までに取得できるように配慮していますが、複数の教科を卒業までに取得できるかどうかは一概に言えません。なお、教員免許取得に必要な科目・単位数、およびそれに係る手続は非常に多いので、遅くとも2年次には、教職課程に係る科目の履修を開始し、教職課程を視野に入れた履修計画を立てる必要があります。

Q：自学科で取得できる教科以外の教科を取得することは可能ですか？

A：可能です。本学では、自学科で取得できる免許と併行して、他学科で取得できる免許を履修（他学科聴講）することができます。但し、他学科で取得できる免許のみを履修することはできません。また、「英語」、史学科の「地理歴史」以外を履修する場合は、事前に開講学科の承諾を得ること。

Q：2つの教科の免許を取得する場合、「教職に関する科目」は、2度履修する必要がありますか？

A：「教職に関する科目」のうち、「教科教育法」以外の科目については、2度履修する必要はありません。1度履修したものが、複数の免許の要件となります。

(2) 教職課程に関するカリキュラム・履修登録について

Q：教職課程に係る科目は、卒業単位になりますか？

A：所属する学科によって異なります。所属する学科の履修要覧で確認してください。
教育実習はすべての学科で卒業単位にはなりません。

Q：教職課程に係る科目は、年間最高履修限度の単位に算入されますか？

A：算入されます。

(3) 教育実習について

Q：教育実習は3年次に行くことはできますか？

A：できません。必ず4年次以降に行く必要があります。

Q：教育実習の依頼は、実習校を訪問しなくてははいけませんか？

A：訪問することが好ましいです。但し、実習校が遠方である場合には、実習校の指示に従ってください。まずは、実習校に電話連絡し、実習を行いたい旨を申し出てください。

Q：出身校に実習の依頼に行ったところ、「来月の職員会議で受入れについて決定し、回答する」と言われました。心配なので、回答がある前に別の学校にも依頼してもいいですか？

A：複数の学校に同時に依頼することは、絶対にしないでください。正式な回答があるまで不安だと思いますが、ひとつの学校から受入れ不可の回答が出たことを確認後、別の学校に依頼をしてください。

Q：高校の免許のみを取得する予定ですが、中学で教育実習を行ってもいいのですか？

A：教育実習は、中学、高校いずれで行っても構いません。但し、中学免許を取得する場合と、高校免許を取得する場合とでは、必要な実習週数が異なります。そのため、必要な実習週数で受入れを行っていただける学校で実習を行う必要があります。

* 中学免許取得の場合（中学・高校共に取得の場合を含む）…実習期間3週間以上

* 高校免許取得の場合…実習期間2週間

Q：中学と高校の免許を取得中です。教育実習は、中学と高校でそれぞれ実施する必要がありますか？

A：必要ありません。いずれかで結構です。但し、実習期間は最低3週間必要です。

Q：ポルトガル語学科で、高校のポルトガル語の免許を取得中です。しかし、出身校では、ポルトガル語の授業がないため、英語で授業するように言われました。英語で実習をすることは、可能ですか？

A：実習教科と取得免許教科は、一致していることが望ましいです。しかし、ドイツ語、フランス語、イスパニア語、ロシア語、ポルトガル語の免許を取得する場合、当該教科で教育実習を行うことが困難です。その場合、実習校の了解があれば、英語で実習をすることは可能です。しかし、その場合は、実習前年度までに、少なくとも「英語科教育法」を最低1科目は履修しておくようにしてください。

Q：複数の教科を併行して履修しています。教育実習は、どの教科で行うのですか？ それぞれの教科で実習しないといけないのでしょうか？

A：いずれか1つの教科で構いません。履修中のすべての教科で実習を行う必要はありません。

Q：出身校に実習の依頼をしたところ、希望者が多く、抽選に外れてしまいました。大学から実習校を紹介してもらえますか？

A：本学では、教育実習校の斡旋は行っていません。出身校で実施できない場合は、出身校以外の学校に各自依頼するようにしてください。なお、その場合は、必ず、事前に電話連絡し、状況をご説明したうえで、訪問してください。訪問の際は、履歴書（市販のもので可）を忘れずに持参しましょう。

Q：私は、帰国子女で、中学・高校ともに、海外の学校を卒業しています。教育実習をインターナショナルスクールで行うことは可能ですか？

A：教育実習は、必ず国内の中学校もしくは高校で行ってください。また、国内であってもインターナショナルスクール、中華学校、朝鮮学校など学校教育法第1条にもとづかない外国人学校での教育実習はできません。

(4) 介護等体験について

Q：介護等体験は、履修登録する必要がありますか？

A：履修登録をする必要はありません。介護等体験を行うためには、体験を実施する前年度に介護等体験申込を行う必要があります。申込についての詳細は、本書p.19を参照してください。

Q：介護等体験（7日間）が終了した後、体験先から証明書を発行してもらいましたが、この証明書は、どのように使用しますか？

A：介護等体験証明書は、免許状を一括申請する際に、その写しを申請先の教育委員会に提出します。

Q：介護等体験証明書の保管はどうなりますか？

A：証明書のオリジナルは、本人の責任で生涯保管してください。なお、この証明書は、絶対に紛失しないでください。体験先の学校および社会福祉施設とも、証明書の再発行は行いませんので、万一紛失した際は、再度体験を行わなければならない場合があります。

(5) 留学・休学する場合の対応について

Q：留学を予定していますが、卒業までに教員免許の取得はできますか？

A：可能な学科もありますが、所属する学科のカリキュラム等により、必ずしも4年間で卒業、免許取得ができるとは限りません。

Q：交換留学をした場合、留学先で修得した単位が卒業単位の一部として認められますが、教職課程の単位として認められますか？

A：教職課程の単位については、海外の大学で修得したものは一切認めていません。

Q：留学前に教職に関する手続で行うべきことはありますか？

A：課程センターで「留学者・休学者履修相談票」を配付します。それに本人が記入したものにに基づき、個人の教職課程履修の進捗等を考慮したうえで、その後の履修計画や教職に係る手続等について指導します。

Q：留学中に、次年度の教育実習（介護等体験）申込を行うことはできますか？

A：代理人に委任状を託したうえで、申込期間中に行ってください。但し、必ず、実施時期の前に帰国していることが条件となります。

Q：留学中で教育実習する年度の事前指導に出席することができないのですが？

A：教育実習する前年度の事前指導に出席してください。但し、出席として扱えるのは教育実習の前年度分のみです。

(6) 免許状の申請について

Q：教員免許状は、大学が発行するのですか？

A：教員免許状は、都道府県の教育委員会が発行します（授与権者は教育委員会です）。

Q：大学の一括申請の申込を忘れてしまいました。免許取得に必要な単位はすべて修得しているのですが…。

A：卒業後、個人で申請すれば、免許状は取得できます。その場合は、ご自身の住民票記載住所のある都道府県の教育委員会に申請してください。なお、申請に必要な書類は、教育委員会毎に異なりますので、各自で教育委員会に確認してください。

(7) 教員就職・教職に係る証明書について

Q：学校の教員職に就くためには、どうしたらよいですか？

A：公立学校の教員になるためには各都道府県が実施する教員採用試験を、私立学校については各学校が個別に実施する採用試験を受験し、合格する必要があります。教員就職に係る情報については、本学のキャリアセンターで確認してください。

Q：教員採用試験に応募する際、「教員免許状取得見込証明書」が必要です。これは、どこで入手できるのですか？

A：学事センター証明書窓口で申込を行ってください。証明書自動発行機による発行はできません。なお、発行は、4年次の5月15日以降になります。また、即日発行はできませんので、余裕をもって申し込んでください。（申込日より本学業務日3日後発行）

(8) 卒業生・大学院生の教員免許取得について

Q：学部在学中に、教員免許に必要な単位をいくつか修得できませんでした。卒業後に上智大学で不足している単位を修得することはできますか？

A：できます。科目等履修生*として、履修することになります。

*科目等履修生とは…

本学卒業生もしくは、大学院生が教員免許取得のために、本学所定のまたは複数の授業科目の履修をするために、設けられている制度です。在籍を希望する場合は、出願をする必要があります。

Q：学部在学中に、教員免許に必要な単位をいくつか修得できませんでした。卒業後に他大学で修得することは可能ですか？

A：可能です。教職課程に係る単位は、複数の大学で修得したものを合算した結果、教育職員免許法で定められている最低必要単位数が満たされていれば、免許は取得できます。但し、事前に履修する大学の通信教育、科目等履修生制度等を十分に確認しておいてください。また、複数の大学で必要な単位を修得する場合は、それぞれの大学の認可状況、科目の開設状況等が異なることにより、履修の間違ひが多くありますので、履修に際しては大学の担当の方にも十分相談してください。

Q：学部卒業時に1種免許状を取得していません。大学院で1種免許状と専修免許状を同時に取得できますか？

A：専修免許状が取得できるか否かは、在籍する専攻によって異なります。各専攻で取得できる専修免許状については、本書p.5を参照してください。在籍する専攻で取得できる免許教科の1種免許状に係る科目については科目等履修生として履修し、専修免許状の必要な科目については大学院生として履修することになります。

Q：2010年3月に学部を卒業後、2010年4月から上智大学大学院に入学する予定です。大学院生になってから、1種免許状を取得したいのですが、科目等履修生に出願する必要がありますか？

A：出願する必要があります。大学院生として履修した科目は1種免許状の取得に必要な単位としては、認められません。必ず、科目等履修生に出願してください。この場合、大学院生と科目等履修生という、2つの学籍をもつこととなります。

(9) 編入生について

Q：外国語学部英語学科の3年次に編入してきました。編入前の大学で教職に係る科目をいくつか履修しました。これらの科目は、上智大学の教職課程で履修したものとして認められますか？

A：編入前の大学で履修した科目によって異なります。編入学前の大学で、教職に係る単位を履修している場合は、当該大学で、教職課程の「学力に関する証明書」（本学でこれから取得を希望する免許種類・教科のもの）を発行していただき、課程センターに持参のうえ、履修相談してください。

Q：神学科3年次に編入してきました。課程センターで履修指導を受けましたが、他の編入生と指導内容が異なりますが…？

A：編入生の履修指導は、編入前の状況（編入前の大学の課程認定*の有無、大学・短期大学の別、個人の履修状況等）によって、同じ学科、年次に編入をした方でも、指導内容は、個人により大きく異なります。必ず、課程センターで個別指導を受けるようにしてください。

*課程認定とは…

大学は、教員免許状の取得要件となる開講科目すべてについて、文部科学省の審査を受け、認可を受けています。この認可を受けていることを「課程認定」といいます。

Q：上智短期大学を卒業し、外国語学部英語学科3年次に編入しました。上智短期大学では、課程認定がないため、免許状に必要なすべての科目を履修する必要がありますか？

A：「その他の必修科目」（日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作）については、課程認定のない大学で修得した単位を教員免許取得の際に使用することができます。但し、上智短期大学発行の「学力に関する証明書」が必要になります。

[注] 編入生は、教職課程の履修を開始する前に必ず、課程センターで履修指導を受けてください。